日中一時支援事業について

丹波市では、障がいのある方（児童も含む。）の日中活動の場を提供し、家族の一時的な休息を確保することを目的とし、日中一時支援事業を実施しています。

１．利用のための手続き

⑴ 日中一時支援事業利用登録申請書に必要事項を記載のうえ、市役所の窓口（支所等を含む。）まで提出ください。

⇩

⑵ 市役所から利用承認決定通知書が届いたら、利用が可能です。（利用の際には利用事業所に利用承認決定通知書を提示ください。）

⇩

⑶ 利用したい日の１週間前までに、利用したい事業所に直接空き状況を確認してください。（急な利用連絡のときや利用が多いときなどは、利用できない場合があります。）

⇩

⑷ ご利用後は、利用事業所が依頼される方法で所定の利用料をお支払いください。

２．利用可能事業所（下表のうち利用したい事業所に直接連絡ください。）

事業所名	住所	連絡先	年齢・対応障がい条件等		
みつみ学苑	丹波市山南町岩屋2004	0795-77-0094	全		全年齢対応 可
春日学園	丹波市春日町野村65-1	0795-75-1080	知		18歳以上対応 不可
春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	0795-75-0366	全		全年齢対応 可
ポプラの家	丹波市柏原町柏原4283-4	0795-73-0501	知		全年齢対応 可
やすらぎスペース有悠	丹波市氷上町成松321-1	0795-80-4850	全		全年齢対応 可

【表内の記号について】
全…全障がいに対応可　肢…肢体不自由者対応可　知…知的障がい者対応可

※市外の事業所

くれよん（多可郡多可町）、いちれつ学園（多可郡多可町）

ホットホーム穏樹（西脇市）、ゆいまーる（西脇市）

丹南精明園（丹波篠山市）

３．利用料（利用された事業所に直接お支払いください。）　平成23年４月１日から

	市民税 課税世帯	市民税 非課税世帯	生活保護世帯
１回の利用が４時間以下	１５０円	無料	無料
１回の利用が４時間を超え ８時間以下	４００円		
１回の利用が８時間を超える	６５０円		
入浴の利用（１回）	５０円		
送迎の利用（片道）	５０円		

４．お問い合わせ

〒669-3602　丹波市氷上町常楽211番地
丹波市役所 福祉部 障がい福祉課
TEL：0795-88-5262（直通）
FAX：0795-88-5283